

業務指示書

ベトナム国地方上下水道セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月1日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課

中野 勉

Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年11月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上下水道整備計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年11月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0047 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画
下水道研修計画
財務分析・地域金融

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月25日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の経験・能力
- ② 本件業務の実施方針
- ③ 業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・ 契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国地方上下水道セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 下水道研修計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 財務分析・地域金融	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナム国ではドイモイ改革以降の急激な経済成長と都市化の進行により、上下水道・廃棄物等の都市環境管理インフラへの需要が急拡大したが、財源不足等により整備や更新が追いつかず、都市部を流下する河川・水路・地下水汚染の深刻化、未配水地域・低水圧地域の拡大などの問題が顕在化した。

そのため、下水道については1990年台半ばより、特に状況が深刻であったハノイやホーチミンをはじめとする中央直轄都市において、主にODAを活用した下水処理場整備が着手された。これらの下水処理場は、順次供用が開始されており、能力強化のための様々な技術協力を受けながら、運転・維持管理が行われている。今後の課題は、地方都市の下水道整備を進めていくことに移っている。これら地方都市下水道整備に係る課題解決のためには、民間資金を含め下水道整備に必要な資金を確保すること、下水道整備の実施主体である自治体の事業立案・実行能力、維持管理能力を育成すること、ベトナム国企業による下水道産業を中長期にわたって健全に育成することが重要である。また、下水処理場の建設が進み、汚水処理量の増加により大量の汚泥が発生することから、その処分や再利用の方法も重要な課題となりつつある。そのため、汚泥処分・再利用に係る技術を活用する検討も必要である。

上水道については、下水道事業と比べて一定程度の収益性が認められると考えられていたことから、整備にあたっては民間資金の活用が試みられてきた。しかし、公共施設整備への民間資金の活用に係る法制度が未整備であること、また水道料金水準が低く収益性が十分に確保できないことなどから、地方都市においては民間資金の活用事例は限られている。今後、地方都市における上水道の整備・改修に対して民間資金を呼び込むためには、関連法制度の整備に加え、事業の収益性確保のための公的資金の投入の仕組みを構築することが必要とされている。

かかる状況下、地方上下水道の整備のあり方、特に整備にあたっての公的資金投入に係る仕組み及び、地方自治体の上下水事業にかかる事業立案・実行能力、維持管理能力の強化方法について検討したうえで、円借款、技術協力等に係る協力準備調査実施の可能性を検討し、今後の協力事業形成の基礎情報とする。

2. 調査の目的

本業務は、ベトナム国地方都市における上下水道の新設・リハビリの持続的な実施を支援するための、円借款を財源とした「公的資金投入メカニズム」（例えば複数の上下水サブプロジェクトから構成される水セクター・ローンやツーステップローン）及び、事業を担当する地方都市職員及び上下水施設に関する機器製造・設置を行う地元企業に対し技術移転を行うための「下水事業研修センター」（以下、「研修センター」という）、の案件形成に必要な基礎情報を収集するものである。

さらに、我が国上下水道セクターが比較優位を持つ生物膜ろ過技術（活性炭前処理等）（上水道）や汚泥再利用技術（下水道）等の普及の可能性や展開方法について検討を行うものである。

(1) 調査対象地域

ベトナム国内における地方都市。

(2) 関係機関

A. 主要関係省庁

- 計画投資省 (Ministry of Planning & Investment)
- 財政省 (Ministry of Finance)
- 建設省 (Ministry of Construction) (窓口)

B. その他、関係機関等

- ハノイ市人民委員会建設局 排水事業管理局
- ハノイ市下水排水公社 (Hanoi Sewerage and Drainage Company: HSDC)
- ホーチミン都市整備事業機関 (Urban Civil Construction Investment Company: UCCI)
- ホーチミン都市排水公社 (Urban Drainage Company: UDC)

(3) 関連する我が国の主な援助活動

A. 円借款

- ハノイ水環境改善事業 (1995 年度、1997 年度)
- 第 2 期ハノイ水環境改善事業 (2005 年度 2008 年度)
- ハノイ市エンサ下水道整備事業 (2012 年度)
- ホーチミン市水環境改善事業 (2000 年度、2002 年度、2010 年度)
- 第 2 期ホーチミン市水環境改善事業 (2005 年度、2007 年度)
- ハイフォン都市環境改善事業 (2004 年度、2008 年度)
- 南部ビンズオン省水環境改善事業 (2006 年度)
- フェ市水環境改善事業 (2007 年度)
- 南部ビンズオン省水環境改善事業 (フェーズ 2) (2011 年度)

B. 技術協力プロジェクト

- ホーチミン市下水管理能力開発プロジェクト (2009 年～2010 年)
- ホーチミン市下水管理能力開発プロジェクトフェーズ 2 (2011 年～2014 年)

3. 業務の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の基本認識

本調査は、「研修センター」設立を通じた支援及び「公的資金投入メカニズム」を組み合わせ、効率的に地方都市の上下水道整備を進めるための基礎情報収集を行うものである。

(2) 「公的資金投入メカニズム」の方向性

従来、セクター・ローン等の円借款を財源とした「公的資金投入メカニズム」（以下、「セクター・ローン等」）の資金充当先候補は、相手国政府のイニシアティブで選定されていたが、地方都市への下水道整備支援を行っていく今次枠組みでは「研修センター」にて必要な研修プログラムを修了した地方都市のみがセクター・ローン等を活用、また、「研修センター」にて必要な研修を終了した地元企業のみがセクター・ローン等の充当事業に参加できるような仕組みを想定している。

また、上水道整備事業については、下水道事業と比べて事業性が相対的に高く、民間資金活用の可能性があることから、セクター・ローン等の資金充当先候補としては民間連携事業を前提とし、右事業の一部分、例えば配管網整備をセクター・ローン等のサブプロジェクトとし、残りは民間資金で整備・運転維持管理を行うといった枠組みを想定している。なお、JICA 支援により PPP/FS を実施した都市の上下水道整備事業は必ずセクター・ローン等のサブプロジェクトに加えることの可能性を検討すること。

(3) 「研修センター」の方向性

研修センターの枠組みを検討する際には、日本の経験（下水道整備を先行実施した首都に研修センターを設置し、地方都市に対して首都の先行実例を見せながら、下水道整備の各段階にて必要となる技術の移転）を参考とする。また、地元企業に対する研修については、本邦下水業界団体による各種研修プログラムを参考とする。

研修センターの方向性としては、ベトナム国と我が国の地方自治体・水関連企業が将来の関係構築に向けて有意義な場となるよう配慮すること。

5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・各現地作業及び国内作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

(1) 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

ア. 既存資料の分析・問題点の整理（国内作業）

- (1) 地方都市上下水道事業に対する水セクター・ローン等の円借款を財源とした公的資金メカニズムの概要と効果について整理し、資金供給フローの概略を検討する。検討に際しては、フィリピンにおける水リボルビング・ファンド（「環境開発事業」）やベトナム国においてフィンランドが設置を試みた水リボルビング・ファンド等を参考にする。また、ベトナム国におけるセクター・ローンの概要や一般的な課題については、実施中の円借款事業である「中小企業支援事業」や「貧困地域小規模インフラ整備事業」等の公開情報等を参考にする。
- (2) 地方自治体職員向け研修センターの有効性について整理し、概略を検討する。検討に際しては、タイ国「下水道研修センター事業」やインドネシア国「水道環境衛生訓練センター」等に関する過年度報告書等を参考にする。
- (3) 上下水道分野において本邦企業が比較優位を有する汚泥再利用技術や生物膜ろ過技術等について、国内主要企業等から情報収集し、価格面及び経済・社会面から移転可能な技術を整理及び類型化する。汚泥再利用技術や生物膜ろ過技術以外で本邦企業が比較優位を有し、調査対象とすべきと考えられる技術については、プロポーザルにて提案すること。

イ. インセプションレポート (ICR) の作成 (国内作業)

前項ア. の検討結果を踏まえて、今後の調査方針を ICR に取り纏める。

ウ. ベトナム国側との調査方針の共有 (現地作業)

ICR に基づき、ベトナム国側に対して調査方針・日程を説明し、先方側からのコメントを聴取・整理する。

(2) 地方上下水道整備のニーズ及び地元水関連企業の実態把握

ア. 地方上下水道整備に必要な資金規模の把握 (現地作業)

- (1) ベトナム国地方都市を対象に、上下水道整備事業量を金額や処理水量等で推計する。事業量の推計にあたっては、地方都市の都市部における上下水道普及率が 100%となることを前提とする。なお、訪問する地方都市としては、ハノイ市とホーチミン市を含む中央直轄都市数市の周辺数都市ずつのみとし、それ以外の地方都市については人口規模等から推計することを想定する。
- (2) 上記 (1) を基に、開発ニーズ、実施機関の能力、日本への裨益等のクライテリアを用いて、優先事業を抽出する。

イ. 水関連機器の仕様・基準及び地元水関連企業に係る情報収集 (現地作業)

- (1) ベトナム国における水関連機器の仕様・基準について、その内容、特徴、作成・管理者、運用状況等について情報収集したうえで、課題を整理する。
- (2) ベトナム国において水事業の計画から設計・施工管理を担うコンサルタント、また水関連機器のメーカー等について情報収集 (規模や受注実績、資金調達手段、出資元 (特に海外からの出資)、有する比較優位技術) したうえで、課題を整理する。

(3) 円借款を財源とする公的資金投入メカニズムの在り方検討

ア. 仲介金融機関の実情把握 及び 資金充当メカニズムの検討 (現地作業)

- (1) 水セクター・ローンの資金供給をベトナム国側で担う仲介金融機関として、ベトナム開発銀行 (Vietnam Development Bank: VDB) や環境保護基金 (Environmental Protection Fund: EPF) を初めとする政府系金融機関があるが、これら機関の業種・地域毎の貸出状況・平均的回収率等の指標、金利・貸出債権のマチュリティ、担保制約等の情報を把握する。なお、金利については、借手の信用リスク (担評価を含む)・期間構造・事務コスト等の複合的要因がどのように反映されているかの把握を試みる。同時に、これら機関の地方自治体事業貸出へのスタンス、財務状況、直近のオペレーションの特徴等について把握するとともに、水セクター・ローンへの関心度合いを聴取する。本業務については、現地再委託を認める。
- (2) 上記に基づき、円借款による水セクター・ローンの現地上下水事業への資金充当メカニズム (案) を策定する。その際、仲介金融機関の水事業審査能力等向上のために必要となる技術協力等についても併せて検討する。

イ. 水セクター・ローン等の水ファンドやコミュニティ開発ファンドへの発展可能性の検討及び、本

邦地域金融との連携可能性の検討（国内作業）

- (1) 水セクター・ローン等を核とした水ファンド（リボルビング・ファンド）、さらにはコミュニティ開発ファンドへの発展可能性について、その枠組み（参加団体、役割・リスク分担、チームシート等）・資金フロー・運営方針、実現までの工程、関係機関の役割等を含めて検討し適切な案を提案する。
- (2) ベトナム国に進出済みの本邦政令市（横浜市、大阪市、神戸市、北九州市等数市）及び同じく進出済みの当該地域水協議会等会員企業等に対し、上記水ファンドやコミュニティ開発ファンドの枠組み等を示し、参入意欲（事業への直接参入に加え、資金・技術提供による現地企業への出資等）や、参入のために必要な情報や支援等について意見収集する。
- (3) ベトナム国に進出済みの本邦政令市における地域再生ファンドや地方銀行のうち、適切な法人を選定し、上記水ファンドやコミュニティ開発ファンドの枠組み等を示し、参入意欲（出資の可能性やファンドとの協調融資、また水事業参入企業への融資等）や、参入のために必要な情報や支援等について意見収集する。

(4) 地方自治体の事業立案・実行能力、維持管理能力、民間資金動員能力等及び地元下水関連企業の育成方法の検討

ア. 研修センター計画の作成（現地作業）

- (1) 上記（1）ア. から得られた教訓及び上記（2）を基に、地方自治体の事業立案・実行能力、維持管理能力、民間資金動員能力の育成及び、地元下水関連企業の育成を目的とした、研修センターの枠組み・事業規模（年間受講人数、プログラム数、運営資金）・運営計画・研修プログラムを検討する。検討に際しては、「4. 実施方針及び留意事項」の（3）のとおり、研修センターによって、ベトナム国と我が国の地方自治体・水関連企業が双方向にアクセス可能となり、ビジネス・マッチングが行われるようなプラットフォームを目指すこととする。

(5) 汚泥再利用及び生物膜ろ過（活性炭前処理等）など日本の技術の移転の可能性検討

ア. 汚泥再利用及び生物膜ろ過等の技術に関わるニーズ把握（現地作業）

- (1) 低品位炭としての代替燃料化、コンポスト化、建設資材化等、我が国が有する汚泥再利用技術をベトナム国建設省、地方自治体、現地企業に紹介したうえで、現地ニーズ・導入適地を把握する。
- (2) 活性炭前処理等、我が国が有する生物膜ろ過技術をベトナム国建設省、地方自治体、現地企業に紹介したうえで、現地ニーズ・導入適地を把握する。
- (3) 上記ニーズ把握を基に、同技術の移転可能性、民間連携事業としての実現可能性（採算性、オフテイク候補の確度等）、実現までの工程表、本邦企業とのビジネス・マッチングの潜在的可能性について検討する。

イ. 汚泥再利用及び生物膜ろ過（活性炭前処理等）に関する技術移転の可能性検討（国内作業）

- (1) 上記ア. にて得られた情報・知見を、代表的本邦企業（中小企業含む）等に対する JICA が主催する説明会に参加、説明のうえ、参入意欲や参入のために必要な情報や支援等について意見収集したうえで、円借款事業との連携による、あるいは単独民間事業としての実施の可能性について検討する。

(6) インテリム・レポート (ITR) の作成と協議

ア. インテリム・レポート (ITR) の作成 及び JICA 関係部署との協議 (国内作業)

(3) のイ、(5) のイを除く前項までの各種結果を基に ITR を作成する。

イ. ITR のベトナム国関係者との協議 (現地作業)

ITR の内容をベトナム国側関係機関に説明し、先方意見を聴取する。必要に応じて ITR を修正する。

(7) ドラフト・ファイナル・レポート (DFR) の作成と協議

ア. ドラフト・ファイナル・レポート (DFR) の作成 (国内作業)

前項までの結果を基に DFR を作成する。作成後、これまでに意見交換・協議を実施した本邦政令市、地域金融機関等の中で本事業に強い関心を示した組織を含めた日本側関係者との意見交換の場を JICA が設定する予定であるところ、DFR にかかる意見を聴取し、将来の課題を再確認の上、整理する。

イ. DFR のベトナム国関係者との協議 (現地作業)

ベトナム国側関係機関及び JICA 関係者出席の上で、現地ワークショップを開催し、DFR をベトナム国側関係者と共有する。

(8) ファイナル・レポート (DFR) の作成 (国内作業)

DFR に対するベトナム国側関係者及び JICA のコメントを反映して、ファイナルレポートを取り纏める。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート (ICR)

a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、目次 (案) など

b) 提出時期：業務開始後半月以内

c) 部 数：英文 10 部 (うち先方機関 5 部)、越文 10 部

2) インテリム・レポート (ITR)

a) 記載事項：(3) のイ、(5) のイを除く全調査結果

b) 提出時期：業務開始後 1.5 ヶ月以内

c) 部 数：英文 10 部（うち先方機関へ 5 部）、越文 10 部

3) ドラフトファイナルレポート（要約版含む）(DFR)

a) 記載事項：全調査結果

b) 提出時期：業務開始後 2.5 ヶ月以内

c) 部 数：英文 20 部（うち先方機関へ 15 部）、越文 10 部

4) ファイナルレポート（要約版含む）(F/R)

a) 記載事項：全調査結果

b) 提出時期：業務開始後 4 ヶ月以内

c) 部 数：和文要約 10 部、英文 30 部（うち先方機関へ 20 部）、越文 10 部、CD-ROM 7 部

(2) その他提出物

1) 現地調査報告書

a) 記載事項：各現地調査結果の概要

b) 提出時期：各現地調査終了後速やかに。

c) 部 数：4 部（JICA 東南アジア・大洋州部、地球環境部、民間連携事業部及びベトナム事務所）

2) 調査業務報告書

a) 記載事項：調査業務日とその概要

b) 提出時期：毎月

c) 部 数：1 部

3) 収集資料

a) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

b) 提出時期：各現地調査終了後速やかに。

c) 部 数：2 部、CD-ROM 2 部（紙媒体のものは PDF 化して格納）

4) 会議記録（協議議事録 M/M）

a) 記載事項：調査団とベトナム国側 及び 本邦機関・組織との各種協議の結果

b) 提出時期：都度、速やかに。

c) 部 数：2 部（JICA 東南アジア・大洋州部、及びベトナム事務所）

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査は2013年12月中旬に開始し、約4ヵ月後の2014年4月中旬を目処にファイナルレポートを作成・提出する。調査工程及び各報告書の作成時期は、目処として、次図に示すとおりとする。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

総計 約 19.6M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、技術分野に偏ることなく「オ.～キ.」に十分な経歴をもつ人員と業務量を配置すること。また、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案するものとする。下記に記載された格付け目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- | | |
|------------------|------|
| ア. 総括／下水道計画 | (2号) |
| イ. 下水道研修計画 | (3号) |
| ウ. 財務分析・地域金融 | (3号) |
| エ. 下水道整備・汚泥再利用計画 | |
| オ. 上水道整備計画 | |
| カ. 経済・民間企業分析 | |
| キ. 財務分析・中小企業 | |

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) フィリピン国環境開発事業（リボルビング・ファンド）

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

事前評価表：http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_PH-P243_1_s.pdf

(2) タイ国下水道研修センター事業

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

終了時評価：<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000002979>

(3) インドネシア国水道環境衛生訓練センター

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

終了時評価： <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000038771>

(4) ベトナム国貧困地域小規模インフラ整備事業

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

事後評価： http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_VNX-3_4_f.pdf

(5) ベトナム国中小企業支援事業

下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

事後評価： http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_VNVI-9_4_f.pdf

5. 調査用資機材

本件調査では、調査用資機材の調達を認めない。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、これら以外の再委託業務の提案を排除するものではない。

(1) 政府系金融機関の融資実態に係る情報収集（調査業務の内容（3）ア. (1)）

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨ぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）、各国 JICA 事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、

特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(以 上)